

いじめ防止基本方針

〈いじめの定義〉

- ・ 「当該児童が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。
また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

〈いじめの防止〉

- ・ 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためには、道徳科の授業や学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童自らいじめ問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等子供自身の主体的な活動を推進する必要がある。
- ・ 「つらいことはつらいと言える」人間関係作り、「分からないことは分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思った事を素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学級・学校づくりをめざす。
- ・ 学校として特に配慮が必要な以下の児童については日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
 - 発達障害を含む障害のある児童
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

〈いじめの早期発見〉

- ・ いじめを認知する際の留意点として、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNS チェックシート」の質問用紙を活用するなど、児童の心身の状態や交友関係の状況等を把握してアセスメントを行う。

〈いじめへの対処〉

- ・ 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員がいじめに関わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは規定に違反し得る。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係わる行為が少なくとも3か月止んでいること
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

〈教職員の資質の向上〉

- ・ 学校における問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめ問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」(M o m)といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるよう、教職員研修等を通していじめ問題への対処の在り方等について理解を深めておくことが必要である。
- ・ いじめを生まない、解決できる学級・学校作りに向けては、教職員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教職員の気付く力を高めることが必要である。

〈地域や家庭、関係機関との連携〉

- ・ 児童の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。
- ・ いじめの問題への対応において、学校がいじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。